

平成26年度
文部科学白書
(概要)

平成27年6月

文 部 科 学 省

第1部 特集① 2020年に向けた文化政策の戦略的展開

平成27年5月に、4年ぶりに「文化芸術の振興に関する基本的な方針」が策定されたことを踏まえ、方針に基づき文化芸術立国の実現を目指し、日本文化の魅力を国内外に発信するための様々な取組を記述。

第1節 総論

我が国が有している有形・無形の文化財や伝統等を維持、継承、発展させるとともに、国内外への発信を更に強化する。

文化芸術が生み出す社会への波及効果を生かして、社会の諸課題を乗り越え、成熟社会に適合した新たな社会モデルの構築につなげていく。

文化芸術の振興を国の政策の根幹に据え、「文化芸術立国」を目指して文化芸術の振興に取り組む。

第2節 第4次「文化芸術の振興に関する基本的な方針」の策定

◇平成27年5月22日閣議決定、対象期間は平成32年度(2020年度)までの6年間。

◇我が国が目指す「文化芸術立国」の姿

- ・あらゆる人々が全国様々な場で創作活動への参加、鑑賞体験ができる機会の提供
- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とする文化プログラムの全国展開
- ・被災地からは復興の姿を、地域の文化芸術の魅力と一体となり国内外へ発信
- ・文化芸術関係の新たな雇用や産業が現在よりも大幅に創出

◇その実現のための成果目標と成果指標を明示。

◇文化芸術振興に関する五つの重点戦略を定める。

1. 文化芸術活動に対する効果的な支援

文化芸術水準の向上を図り、その成果を広く国民が享受できる環境を整備する。
世界に誇れる文化芸術の創造支援、分野の特性に配慮した創造活動の推進等の施策に重点的に取り組む。

2. 文化芸術を創造し、支える人材の充実及び子供や若者を対象とした文化芸術振興策の充実

我が国の文化芸術の永続的な継承・発展を図るとともに、心豊かな子供や若者の育成を図る。
学校における芸術教育の充実、雇用の増大を念頭に置いた専門人材の育成活用等の施策に重点的に取り組む。

3. 文化芸術の次世代への確実な継承、地域振興等への活用

文化財の総合的な保存活用や次世代への継承、地域振興、観光・産業振興等への活用を図る。
文化財の積極的な公開・活用、「日本遺産」認定の仕組みの新設等の施策に重点的に取り組む。

4. 国内外の文化的多様性や相互理解の促進

我が国の多彩な文化芸術を積極的に海外発信するとともに、国際文化交流を推進する。
日本の芸術作品や芸術家・文化人等の海外展開、国内外の国際的芸術イベントの充実、デジタルアーカイブ化の促進と分野横断的整備の検討、我が国のメディア芸術の海外発信等の施策に重点的に取り組む。

5. 文化芸術振興のための体制の整備

上記重点戦略1～4に掲げた施策を着実に講じていくための施設・組織等の体制の整備を行う。
国立の美術館、博物館や劇場の機能の充実、国立のアイヌ文化博物館(仮称)の開館準備等の施策に重点的に取り組む。

第3節 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けて実現する文化プログラム

- ◇オリンピックは「スポーツと文化の祭典」(オリンピック憲章)。
- ◇2020年東京大会に向けて実施する文化イベント等を一過性のイベントで終わらせることなく、大会以後に、かけがえのない日本の遺産(レガシー)として残すことで、我が国がより一層文化芸術に立脚した国となるよう、文化力の顕在化、基盤の計画的な強化を図る。
- ◇文化庁長官の下で「2020年に向けた文化イベント等の在り方検討会」を開催し、2020年東京大会に向けて魅力ある文化イベント等を全国展開するための方策等について検討。

第4節 我が国の文化資源を活かした地方創生と世界発信

- ◇文化芸術創造都市の推進 文化芸術の持つ創造性を活かした産業振興、地域活性化の取組の推進。
- ◇日本遺産の魅力発信 我が国の伝統・文化を語るストーリーを日本遺産として認定し、産業振興・観光振興や人材育成とも連動して地方創生を図る。



日本遺産「日本茶800年の歴史散歩」
構成文化財「宇治茶の郷 和東の茶畑」



日本遺産「加賀前田家ゆかりの町民文化が花咲くまち高岡 一人、技、心」構成文化財「山町筋を巡行する高岡御車山」

- ◇ユネスコ世界文化遺産の保存・活用
 - ◇ユネスコ無形文化遺産の保存・活用
 - ◇東アジア文化都市の推進 日中韓で文化芸術による発展を目指す都市を選定し、イベントを実施。平成27年は新潟市(日本)、青島市(中国)、清州市(韓国)。
- ⇒ 「文化遺産を活かした地域活性化事業」による観光/地域振興、継承の取組を支援

特集② オリンピック・パラリンピックを契機としたスポーツ政策とレガシーの創出

スポーツ庁創設を契機とし、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け今後一層の推進が期待されるスポーツ施策、及び大会を通じた経済・社会発展(レガシーの創出)のための取組について記述。

第1節 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組

- ・選手が最高のパフォーマンスを発揮できるよう、体制を整えていくことが必要。関係機関が連携し、オールジャパン体制で取り組む。
- ・地域スポーツ等も含めた我が国のスポーツ全体を更に発展させるための施策を総合的に進める。
- ・2020年東京大会を日本全体の「スポーツと文化の祭典」と位置付け、2020年に向けて史上最大規模で、魅力あるプログラムを展開する。
- ◇我が国の国際競技力向上のための取組
 - ・選手強化活動の充実を図るため、文部科学省にタスクフォースを設置。戦略性を持った資金の配分方針を策定するとともに、事業後の全体評価を行うなど、PDCAサイクルを強化する取組を実施。中長期的な視点からターゲットエイジの育成・強化の推進。
 - ・メダルの獲得が期待される競技を対象として、多方面から専門的かつ高度な支援を戦略的・包括的に行う「マルチサポート事業」を実施。
 - ・トップアスリートのための強化・研究活動等の拠点構築
⇒味の素ナショナルトレーニングセンターや国立スポーツ科学センターにおいてオリンピック競技とパラリンピック競技の一体的な拠点構築を進める。

◇大会ビジョン, 大会準備のための取組

- ・2020年東京大会の円滑な準備のため、「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等に関する閣僚会議」を開催。
- ・オリンピック・パラリンピック・ムーブメントの普及のため、「オリンピック・パラリンピック教育に関する有識者会議」を開催。
- ・「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法案」を第189回通常国会に提出, 平成27年5月27日成立。
- ・平成27年2月, 大会組織委員会が大会開催基本計画を策定し, IOC, IPCに提出。
⇒「全員が自己ベスト」、「多様性と調和」、「未来への継承」の三つを基本コンセプトとする大会ビジョン。
- ・国立競技場を8万人収容のスタジアムに改築する整備事業が進行中。平成31年春の竣工を目指し, 整備計画を進める。

第2節 ラグビーワールドカップ2019に向けた取組

- ◇平成27年3月, 日本国内の12か所が開催都市として決定。
- ◇「平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法案」を第189回通常国会に提出, 平成27年5月27日成立。
- ◇国民のラグビー競技に関する認知度及び期待度を高めるため, 幅広い層への普及や指導者の養成に取り組む。
⇒「タグラグビー(ラグビーからタックルなどの接触プレーをなくしたボールゲーム)」の活用, 指導者の養成, 放課後ラグビー教室の実施, 国際交流 等



ラグビーワールドカップ2011

第3節 スポーツ庁の創設によるスポーツの価値の更なる発展

- ◇平成27年5月13日, 「文部科学省設置法の一部を改正する法律」が成立。
⇒文部科学省の外局として同年10月にスポーツ庁を設置し, その長をスポーツ庁長官とすること, 文部科学省の所掌事務として,
 - ①スポーツに関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること,
 - ②スポーツに関する関係行政機関の事務の調整に関すること,
 - ③心身の健康の保持増進に資するスポーツの機会の確保に関すること
 を追加することなどを定める。
- ◇スポーツを通じて「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む」ことができる社会の実現を目指す。(スポーツ基本法前文より)
 <スポーツ庁で実施する施策>

健康寿命延伸 医療費抑制

- ・健康増進に資するスポーツの機会の確保
- ・障害者スポーツの充実
／スポーツを通じた障害者と健常者の交流

地域社会の活性化

- ・スポーツを行える多様な場の創出
- ・スポーツを通じた地域おこしへの支援

国際交流・国際貢献

- ・Sport for Tomorrowの実施
- ・国際競技連盟の役員ポスト獲得支援 等

国民経済の発展

- ・産業界との連携によるスポーツの普及と競技力強化



タンザニアでの全国野球大会の開催支援



海外での運動会の実施支援

第4節 オリンピック・パラリンピックを通じた経済・社会発展

◇2020年を新たな成長に向かう契機の年として、国内外の課題に立ち向かい、様々な取組により日本社会を元気にすることが重要。

◇「オリンピック競技大会の有益な遺産(レガシー)を、開催国と開催都市が引き継ぐよう奨励する」(オリンピック憲章)

⇒平成27年4月、「オリンピック・パラリンピックレガシー創出に向けた文部科学省の考えと取組」を策定。

日本が誇る各領域の「強み・深み」を再発見し、世界にアピール・発信するチャンスと捉え、その結果が「次の世代への贈りもの」として受け継がれることを大目標とする。

①スポーツを通じて全ての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる「スポーツ立国」を実現する(スポーツ)

②我が国の多様な文化の十分な理解を促進し、文化資源の積極的な活用を図る(カルチャー)

③我が国の科学研究の蓄積や科学技術の発展・成果を国内外へ発信するとともに、最新の科学技術の社会実装・実証を加速する(イノベーション)

④若者が地域や社会、グローバルの課題解決に自ら考え行動する活動を促進・支援する(ヒューマン)

⑤年齢、性別、障害の有無等にかかわらず、活躍できるコミュニティを実現する(ユニバーサル)

<取組例>

◇スポーツ・文化・ワールド・フォーラム

ラグビーワールドカップ2019、2020年東京大会に向けて、観光とも連動させつつ、スポーツ・文化による国際貢献や有形・無形のレガシー等について議論、情報発信し、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントを国際的に高めるためのキックオフイベントとしての国際会議を、2016年リオ大会直後の秋に開催。

◇対話型政策形成の導入

文部科学省では平成26年10月、対話型政策形成室を設置。

特集③ 未来に向かう教育再生の歩み

教育再生をテーマにした特集の第3弾として、教育再生実行会議の提言などを踏まえたこれまでの制度改正等を総括するとともに、現在進行している教育再生の各取組を目的別にまとめ、全体を俯瞰できるように記述。

第1節 総論

- ・教育は、人々の多様な個性・能力を開花させ人生を豊かにするとともに、社会全体の今後一層の発展を実現する基盤。子供・若者たちの挑戦を温かく応援する社会の実現が必要。
- ・先を見通すことの難しい時代においては、生涯を通じ不断に学び、考え、予想外の事態を乗り越えながら、自らの人生を切り開き、より良い社会づくりに貢献していくことのできる人間を育成することが重要。
- ・あらゆる教育段階において、これからの時代に求められる力を育むため、教育内容、学習指導方法、評価方法を一体的に改革する必要がある。
- ・文部科学省では、教育基本法の理念の下、中央教育審議会の答申や教育再生実行会議での提言等も踏まえ、教育再生のための様々な施策に取り組んでいる。

中央教育審議会

◇道徳教育

「道徳に係る教育課程の改善等について(答申)」(平成26年10月21日)

道徳の時間を「特別の教科 道徳」(仮称)として教育課程上新たに位置付けることなどを提言。

◇高大接続改革

「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について(答申)」(平成26年12月22日)

高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的・抜本的改革を提言。

◇学制改革

「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について(答申)」(平成26年12月22日)

小中一貫教育の制度化や高等教育機関における編入学の柔軟化等を提言。 4

◇第8期中央教育審議会では、以下の事項等について審議を行う。

- ・これからの学校教育を担う教員の在り方
- ・チームとしての学校・教職員の在り方
- ・次期学習指導要領の在り方
- ・実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化
- ・情報通信技術の進展を踏まえた生涯学習環境の整備
- ・今後のコミュニティ・スクールの在り方とその総合的な推進方策や学校と地域の連携・協働体制を築くための地域人材の養成と環境整備

教育再生実行会議

第五次提言「今後の学制等の在り方について」(平成26年7月3日)

- 小中一貫教育を制度化するなど学校段階間の連携、一貫教育を推進すること
- フリースクール等の位置付けについて、就学義務や公費負担の在り方を含め検討すること
- 幼児教育の機会均等と質の向上、段階的無償化を進めた上で、次の段階の課題として、5歳児の就学前教育について、より柔軟な新たな枠組みによる義務教育化を検討すること
- 実践的な職業教育を行う高等教育機関を制度化すること

など



中央教育審議会の審議を経て、小中一貫教育を制度化するとともに高等学校等の専攻科修了者の大学編入学を可能とする「学校教育法等の一部を改正する法律案」を第189回通常国会に提出。

など

平成26年9月に三つの分科会の開催を決定し、検討課題についての審議を開始。第2分科会の審議を経て第六次提言を、第1分科会の審議を経て第七次提言を取りまとめ。

第六次提言「『学び続ける』社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について」(平成27年3月4日)

- 大学、専修学校等において、社会人等のニーズに応じた実践的・専門的な教育プログラムの提供を推進すること
- 女性、高齢者、障害のある児童生徒、不登校、中退、ニート等の若者等への支援を推進すること
- 制度面の改善や財政面の措置も含め、全ての学校がコミュニティ・スクール化に取り組み、地域と相互に連携・協働した活動を展開するための抜本的な方策を講じるとともに、コミュニティ・スクールの仕組みの必置について検討を進めること

など

第七次提言「これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方について」(平成27年5月14日)

- これからの時代を生きる人たちに必要とされる資質・能力を示した上で、これらの資質・能力を培うための教育内容・方法の革新として、タブレットPCなどのICTを活用し、意見発表(プレゼンテーション)、討論・話し合い(ディベート、ディスカッション、ネゴシエーション)、課題学習、事例研究などのアクティブ・ラーニングを推進すること
- 教師に優れた人材が集まる改革として、①教師のキャリアステージに応じた育成指標を策定し、教員評価を充実させること、②現職研修が計画的に実施されるよう、教師の育成指標に基づく研修指針を策定すること、③教師の資質・能力の開発・向上のための取組を国として支援するための拠点を整備し、都道府県・政令指定都市が教員採用選考に当たり活用できる、共同試験の実施を検討すること

など

⇒ 現在、第3分科会にて「教育立国実現のための教育財源など教育行財政の在り方」を審議。
第八次提言として取りまとめ予定。

第2節 新しい時代にふさわしい教育の一体的改革

あらゆる教育段階において、これからの時代に求められる力を育むため、教育内容、学習指導方法、評価方法を一体的に改革する必要がある。

高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革

- ◇教育再生実行会議第四次提言（平成25年10月31日）
大学入学者選抜の仕組みの改善だけでなく、高等学校教育、大学入学者選抜、大学教育の在り方について一体的な改革が必要。
- ◇中央教育審議会「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について（答申）」（平成26年12月22日）
 - ① 若者の多様な夢や目標を支える高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の刷新
主体的・協働的な学習・指導方法であるアクティブ・ラーニングの飛躍的充実、「高等学校基礎学力テスト（仮称）」の導入、「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の導入、活用推進 など
 - ② グローバル化に対応したコミュニケーション力の育成・評価
 - ③ 学習指導要領の改訂を含めた高等学校教育改革の実現
 - ④ 「公平性」をめぐる社会の意識改革

⇒ 具体策等を定めた「高大接続改革実行プラン」（平成27年1月16日）を策定。
「高大接続システム改革会議」を開催。年内に最終報告を取りまとめ予定。

次期学習指導要領の在り方について

- ◇中央教育審議会に「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」諮問（平成26年11月20日。28年度中の答申を目途に、現在、審議中。）
 - ① 教育目標・内容と学習・指導方法、学習評価の在り方を一体として捉えた、新しい時代にふさわしい学習指導要領等の基本的な考え方について
 - ② 新たな教科・科目等の在り方や、既存の教科・科目等の目標・内容の見直しについて
 - ③ 学習指導要領の理念を実現するための、各学校におけるカリキュラム・マネジメントや、学習・指導方法及び評価方法の改善支援の方策について

道徳教育の充実

- ◇道徳教育用教材「私たちの道徳」を作成。平成26年4月から、全国の小・中学校において使用開始。
- ◇「私たちの道徳」活用のための指導資料を作成し、全国の教員等に配布。
- ◇平成27年3月27日に、道徳の時間を「特別の教科 道徳」（「道徳科」として位置付けること等に係る学習指導要領の一部改正等を行い、問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れ、「考え、議論する」道徳へと転換。

ICTを活用した教育の推進

- ◇教育再生実行会議第1分科会において、ICTの適切な利用や情報モラルについての教育、プログラミングに関する教育、情報セキュリティ人材の育成・確保、ICTの活用など教育方法の転換による教育の質の向上等について議論し、第七次提言取りまとめ（平成27年5月14日）。
- ⇒ICTの活用による学びの環境の革新やと情報活用能力の育成を推進。

イノベーション創出を担う人材の育成

- ◇若手研究者の育成・活躍促進（「科学技術人材育成のコンソーシアムの構築事業」の拡大 など）
- ◇起業家・イノベーター育成を通じたイノベーション・エコシステム（イノベーションが次々と創出される環境）の構築
- ◇女性研究者の活躍促進（「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ」事業の実施 など）
- ◇理工系人材育成戦略の策定・推進（産学官が協働した理工系人材の戦略的育成の取組を始動すべく、平成32年度末までにおいて集中して進めるべき方向性と重点項目を整理）
- ◇次代を担う人材の育成（グローバルサイエンスキャンパス、スーパーサイエンスハイスクール など）

グローバル化を担う人材の育成

- ◇初等中等教育における人材育成(小・中・高等学校を通じた英語教育強化, スーパーグローバルハイスクールの指定 など)
- ◇大学の国際化とグローバル人材の育成(「スーパーグローバル大学創成支援」など)
- ◇海外留学を経験した日本人学生・生徒や優秀な外国人留学生などの活躍促進(官民協働海外留学支援制度「トビタテ! 留学JAPAN日本代表プログラム」など)

持続可能な開発のための教育(ESD)の取組

- ◇2014(平成26)年11月に、愛知県名古屋市及び岡山市で「ESDに関するユネスコ世界会議」を開催。
 - ・「あいち・なごや宣言」の採択。
 - ・「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム(GAP)」の開始の正式発表。
 - ・「ユネスコ/日本ESD賞」創設の正式発表。



文部科学省「ESD QUESTキャラクター」及び環境省ESDキャラクター「はぐくん」コラボキャラクター

第3節 教育におけるガバナンス機能の確立

学校現場や教育行政において、ガバナンスを見直し、責任体制を確立。また、学校全体の総合力を高めることも必要。

教育委員会制度改革

- ◇「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成27年4月1日より施行。
 - ・教育行政の責任体制の明確化(教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者(新教育長)を置く)
 - ・総合教育会議の設置, 大綱の策定(首長と教育長の連携強化)
 - ・国の地方公共団体への関与の見直し など

チーム学校

- ◇教職員や多様な専門スタッフがチームとして役割分担し、教員が授業などにより専念できるようになる「チーム学校」の実現が必要
 - ⇒平成27年度予算において、新たな教職員定数の措置, スクールカウンセラー等の配置拡充, 外部指導者の活用に必要な予算を確保。
- ◇中央教育審議会「これからの教育を担う教職員やチームとしての学校の在り方」について諮問。
 - ⇒学校運営, 教員と事務職員, 様々な人材との役割分担や連携の在り方, 教員の評価や処遇等, 学校と地域等との連携の在り方等について, 現在検討。

大学ガバナンス改革

- ◇社会環境の急激な変化等に対応するためには、学長のリーダーシップの下で、戦略的に大学をマネジメントできるガバナンス体制の構築が不可欠。
- ◇「学校教育法」及び「国立大学法人法」の一部改正法が平成27年4月に施行
 - ・「副学長の学長補佐体制を強化」
 - ・「教授会の審議事項や学長に最終決定権があることを明確化」,
 - ・「学長選考の透明化」 など
- ◇各大学等に対し、平成27年4月に内部規則等の総点検・見直し結果の調査を実施。

第4節 様々な挑戦を可能とする環境の整備

新しい時代にふさわしい学制の構築，意欲あるすべての者に挑戦の機会が与えられるよう，教育機会を保障する必要がある。

小中一貫教育をはじめとした学制改革

中央教育審議会「**子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について(答申)**」(平成26年12月)

◇学校制度を柔軟かつ効果的なものにする中で，制度的な選択肢を広げることを提言。

⇒・新しい学校種としての「**小中一貫教育学校(仮称)**」の制度化など，小中一貫教育の制度化
・高等学校等専攻科の修了者の大学への編入学制度の創設 等

⇒小中一貫教育を制度化するとともに高等学校等の専攻科修了者の大学編入学を可能とする「学校教育法等の一部を改正する法律案」を第189回通常国会に提出。

実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関

◇教育再生実行会議第五次提言において，実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関を制度化することを提言。

⇒「**実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議**」を開催。27年3月に審議のまとめ。

- ・既存の大学等と比肩する高等教育機関と位置付けること
- ・産業界と連携し，実務経験に基づく最新の専門的・実践的な知識や技術を教育すること
- ・教育内容・方法，教員，施設・設備，評価等の基準は，質の確保に最も適した枠組を新設すること
- ・大学体系に位置付け，学位授与を行う高等教育機関と位置付けること

⇒中央教育審議会に「**個人の能力と可能性を開花させ，全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について**」諮問(平成27年4月)，**実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する特別部会**で議論。

情報通信技術の進展を踏まえた生涯学習環境の整備

◇中央教育審議会に「**個人の能力と可能性を開花させ，全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について**」を諮問(平成27年4月)。

- ・eラーニングの発展にも対応した，各種教育プログラムや検定試験の信頼性・質保証の仕組みづくり，これらを進学や就職，キャリアアップや，地域課題の解決など，様々な場面で活用可能とする方策
- ・ICTの進展も踏まえ，民間事業者，放送大学をはじめとした大学，社会教育施設等における各種教育プログラムや検定試験について，学習履歴を管理・活用し，より高度な学習や幅広い活動等につなげる仕組みづくり

⇒中央教育審議会生涯学習分科会学習成果活用部会で議論。

フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒等への支援策の検討

◇教育再生実行会議第五次提言において，国はフリースクールなどの学校外の教育機会の現状を踏まえ，その位置付けについて，就学義務や公費負担の在り方を含め検討することを提言。

⇒文部科学省では，「**フリースクール・不登校等に関する省内検討チーム**」を設置し，論点を整理。

- ・「文部科学省全国フリースクール等フォーラム」(平成26年11月24日)，「文部科学省全国不登校フォーラム」(平成26年11月28日)を開催。
- ・「**フリースクール等に関する検討会議**」「**不登校に関する調査研究協力者会議**」を立ち上げ，子供たちへの具体的な支援策を検討中。

中学校夜間学級の設置促進

◇中学校夜間学級(いわゆる「夜間中学」)は，様々な事情により義務教育を修了できなかった人々の教育機会の確保に重要な役割を果たしており，その設置促進を図っていくことが重要。

⇒文部科学省では，平成26年度に「**中学校夜間学級等に関する実態調査**」を実施し，中学校夜間学級の設置ニーズや教育活動の実態等を詳細に把握したところ。

- ・実態調査の結果を踏まえ，文部科学省は各県に少なくとも一校の設置を目指すという方針の下，中学校夜間学級の未設置道県における検討を促進するとともに，夜間中学に入学・在学しやすい環境づくりに取り組む。

家庭の教育費負担軽減

幼児教育の無償化に向けた段階的取組

◇平成25年3月から、「幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議」が開催され、25年6月に引き続き、26年7月に取りまとめ。

⇒これを踏まえ、27年度予算では、**低所得世帯の保護者負担の更なる軽減と、市町村に対する補助の拡充**を行うこととしている。

高校生等への修学支援

◇低所得世帯の生徒にとっては依然として授業料などの負担が大きいなどの課題。

⇒高校授業料無償化制度を見直し、平成26年度以降の入学者から、就学支援金の受給資格要件として所得制限を導入。所得制限の導入により捻出した財源で、私立高校等に通う生徒等への**就学支援金の加算の拡充**や、国公私立を問わず授業料以外の支援として、返済不要の「**奨学のための給付金**」制度を創設。これ以外に、高校が設置されていない離島の高校生に対する修学支援等を実施。

大学等奨学金事業の充実

◇意欲と能力のある学生等が、経済的理由により進学等を断念することがないように安心して学ぶことができる環境を整えるため、日本学生支援機構が実施する大学等奨学金事業の充実に努めている。

⇒平成27年度予算において、以下の取組を実施。

- ・無利子奨学金の新規貸与人員を過去最大の増員とし奨学金の「**有利子から無利子**」への流れを加速
- ・貸与基準を満たす年収300万円以下の世帯の学生等全員への貸与の実現
- ・所得の捕捉が容易となる社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入を前提に、より柔軟な「**所得連動返還型奨学金制度**」の導入に向けた詳細な制度設計やシステム開発等の対応を加速

貧困の連鎖を断つための教育機会の確保

◇平成25年6月、「**子どもの貧困対策の推進に関する法律**」が成立し、26年1月に施行。

◇平成26年8月、「**子供の貧困対策に関する大綱**」が閣議決定。

⇒大綱を踏まえ、文部科学省としては、以下に取り組む。

- ①幼児期から高等教育段階まで切れ目のない形で教育費負担の軽減。
- ②学校を貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォームとして位置付け、以下の取組を実施。
 - ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置拡充
 - ・学校における確かな学力保障、進路支援
 - ・平成27年度から、学校支援地域本部を活用し、家庭での学習習慣が十分に身につけていない中学生等を対象として、大学生や元教員等の協力を得た原則無料の学習支援

社会人の学び直しの充実

◇社会で必要とされる知識や技能の変化が絶えず起こる中、実社会で適用する知識・技術を生涯を通じて学び続けることが重要。

◇教育再生実行会議第六次提言を踏まえ、社会人の学び直しの更なる充実を図るため、以下の取組を進める。

- ・大学等における実践的・専門的な教育プログラムを文部科学大臣が認定する仕組みの構築
- ・大学等でのe-ラーニングを活用した教育プログラムの提供推進。放送大学における、資格関連科目の増設、オンライン授業科目の開設等の推進
- ・日本学生支援機構の奨学金や教育訓練給付金制度の活用の推進
- ・学び続けやすい環境整備について、文部科学省と厚生労働省の連携強化

第5節 地方創生と地域における多様な人材の参画

地方創生の成否は人材にかかっている。教育の力は大きく、地域を動かすエンジンの役割と言える。

学びの場を拠点とした地域の活性化

- ◇平成26年9月に「まち・ひと・しごと創生本部」設置。
- ◇平成26年12月27日に、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、これを実現するために今後5か年の目標や具体的な施策を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が取りまとめられる。
- ◇総合戦略では、教育・文化・スポーツ・科学技術に関する様々な内容が盛り込まれる。
 - ・地方大学等の地域貢献に対する評価とその取組の推進，大学，高等専門学校，専修学校及び専門高校をはじめとする高等学校の人材育成機能の強化
 - ・学生等の地方定着を図るため，日本学生支援機構が無利子奨学金の優先枠（地方創生枠）を創設。
 - ・学校を核とした地域との連携・協働による取組や地域資源を生かした教育活動の推進
 - ・公立小・中学校の適正規模化，小規模校の活性化，休校した学校の再開支援
 - ・幼児教育の無償化に向けた取組を段階的に実施するなど教育費負担の軽減
 - ・「日本遺産」を認定する仕組みの創設や，「地域スポーツコミッション」の活動の促進など地域の歴史・町並み・文化・芸術・スポーツ等による地域活性化
 - ・地域の将来ビジョンに基づき研究施設等を核に大学，研究機関，企業が集積したイノベーション創出拠点の構築



地域スポーツコミッションの様子

学校を核とした地域との連携・協働による取組

- ◇平成27年度から、「学校を核とした地域力強化プラン」を実施。
学校と地域が一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校づくり」の取組を支援する施策や，地域コミュニティの活性化に結びつく様々な取組を支援する施策を，地域の実情に応じて組み合わせることで実施することができるよう，相互に関連する以下の施策を一つのプランとしてまとめた。
 - ・コミュニティ・スクール導入等促進事業
 - ・学校・家庭・地域の連携協力推進事業
 - ・地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業
 - ・健全育成のための体験活動推進事業
 - ・地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業
 - ・地域提案型の学校を核とした地域魅力化事業
- ◇教育再生実行会議第六次提言の中で，全ての学校においてコミュニティ・スクール化を図り，地域との連携・協働体制を構築し，学校を核とした地域づくりへの発展を目指すことが重要とされている。
⇒平成27年4月，中央教育審議会に「今後のコミュニティ・スクールの在り方とその総合的な推進方策や学校と地域の連携・協働体制を築くための地域人材の養成と環境整備」について諮問，検討中。

土曜日の教育活動の推進

- ◇平成25年11月に学校教育法施行規則を改正し，設置者の判断により，土曜授業を行うことが可能であることを明確化。
- ◇「土曜授業推進事業」「地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業」を実施。
- ◇多様な企業・団体・大学等が「土曜学習応援団」として賛同。出前授業等の講師として参加。

第2部

文教・科学技術施策の動向と展開

文教・科学技術施策の年次報告として、主な内容を分野ごとに記述

※ 平成25年6月に第2期教育振興基本計画が策定されたことを踏まえ、第2部の本文内容は第2期教育振興基本計画を踏まえた取組についての記述を中心としている。

第1章 教育政策の総合的推進

- 第1節 第2期教育振興基本計画に基づく教育施策の推進
- 第2節 教育施策の総合的推進のための調査研究

第2章 東日本大震災からの復旧・復興の進展

- 第1節 創造的復興を実現する人材の育成
- 第2節 絆づくりと活力あるコミュニティ形成
- 第3節 学びのセーフティーネット
- 第4節 震災後の社会を生き抜く力の養成
- 第5節 原子力発電所事故への対応

第3章 生涯学習社会の実現

- 第1節 国民一人一人の生涯を通じた学習の支援
- 第2節 現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進
- 第3節 社会教育の振興と地域全体で子供を育む環境づくり
- 第4節 家庭教育支援の推進と青少年の健やかな成長

第4章 世界トップレベルの学力と規範意識等の育成を目指す初等中等教育の充実

- 第1節 学習指導要領が目指す教育の実現
- 第2節 科学技術系人材を育成するための理数教育の推進
- 第3節 グローバル人材の育成に向けた教育の充実
- 第4節 キャリア教育・職業教育の推進
- 第5節 小中一貫教育の推進
- 第6節 高等学校教育改革の推進
- 第7節 教科書の充実
- 第8節 いじめ等の生徒指導上の諸課題への対応
- 第9節 道徳教育の充実
- 第10節 人権教育の推進
- 第11節 子供の健康と安全
- 第12節 きめ細かで質の高い教育に対応するための教職員等の指導体制の整備
- 第13節 生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の推進
- 第14節 インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の推進
- 第15節 地方教育行政の在り方と地域と共にある学校づくり
- 第16節 少子化に対応した活力ある学校づくり
- 第17節 幼児・児童・生徒に対する経済的支援の充実

第5章 新たな知と価値を創造・発信する高等教育に向けて

- 第1節 高等教育施策の動向
- 第2節 高等教育の更なる発展に向けて
- 第3節 グローバル人材育成と大学の国際化
- 第4節 専門人材の育成
- 第5節 学生に対する経済的支援の充実と社会的・職業的自立に対する支援

第6章 私立学校の振興

- 第1節 私立学校に対する助成
- 第2節 私立学校振興方策の充実

第7章 科学技術・学術政策の総合的推進

- 第1節 科学技術・学術政策の展開
- 第2節 学術の振興
- 第3節 将来にわたる持続的な成長と社会の発展の実現
- 第4節 我が国が直面する重要課題への対応
- 第5節 基礎研究及び人材育成の強化
- 第6節 社会と共に創り進める政策の展開

第8章 スポーツ立国の実現

- 第1節 「スポーツ基本計画」の推進とスポーツ振興財源
- 第2節 子供のスポーツ機会の充実
- 第3節 年齢や性別、障害等を問わないライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- 第4節 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備
- 第5節 国際競技力向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備等
- 第6節 スポーツ界における透明性、公平・公正性の向上
- 第7節 スポーツ界の連携・協働による「好循環」の創出

第9章 文化芸術立国の実現

- 第1節 平成26年度文化庁予算の概要、税制、文化審議会
- 第2節 文化芸術創造活動の推進
- 第3節 映画・メディア芸術の振興
- 第4節 子供たちの文化芸術活動と地域における文化芸術の振興
- 第5節 文化財の保存と活用
- 第6節 美術館・歴史博物館・劇場等の振興
- 第7節 国際文化交流を通じた日本文化の発信と国際協力への取組
- 第8節 社会の変化に対応した国語施策の推進
- 第9節 外国人に対する日本語教育施策の推進
- 第10節 新しい時代に対応した著作権施策の展開
- 第11節 宗教法人制度と宗務行政
- 第12節 アイヌ文化の振興

第10章 国際交流・協力の充実

- 第1節 教育・スポーツ分野における国際交流・協力
- 第2節 科学技術外交の推進
- 第3節 ユネスコ(国際連合教育科学文化機関)事業への参加・協力

第11章 ICTの活用の推進

- 第1節 教育の情報化
- 第2節 映像作品やICTを活用した教材の普及・奨励
- 第3節 ICTを活用した情報発信

第12章 安全で質の高い学校施設の整備

- 第1節 安全・安心な学校施設の整備
- 第2節 快適で豊かな施設環境の構築
- 第3節 未来を拓く教育研究基盤の形成

第13章 防災対策の充実

- 第1節 防災対策の充実

第14章 行政改革・政策評価等の推進

- 第1節 行政改革の推進
- 第2節 政策評価の実施
- 第3節 独立行政法人の評価